

10. 介護保険

介護保険課 ☎ 0749-65-8252

◆介護保険

介護保険に入っている人は、年をとったり、病気になったりして、介護<生活の助け>が必要になったとき、サービスを利用することができます。

◆介護保険に入る人

しゅるい 種類	はい ひと 入る人	さーびす りよう ひと サービスを利用する人
だい ごう ひ ほけんしゃ 第1号被保険者	さいいじょう ひと 65歳以上の人	かいごにんてい う ひと かいご ひつよう 介護認定を受けた人<介護が必要と認められた>
だい ごう ひ ほけんしゃ 第2号被保険者	さい 40歳から さい 64歳まで、いりようほけん はい 医療保険に入っている人	とくべつ びょうき かいごにんてい う 特別な病気により 介護認定を受けた人<特別な病気により 介護が必要と認められた>

◆介護保険料<納めるお金>

保険料の金額は、給料や家庭の人数などによって変わります。

◆保険料の納め方

- ・40歳から64歳までの人は、医療保険の保険料と一緒に払います。
- ・65歳以上の方は、特別徴収で納めます。特別徴収は、年金(P.25)から自動で引かれることです。ただし、年金の金額などによって、普通徴収<自分で納める>になります。

◆要介護認定<どのくらい介護が必要かみてもらう>

介護保険のサービスを利用するためには、介護の認定が必要です。市役所の介護保険課(または、くらし窓口課)に申しこんでください。

◆介護保険のサービス

介護のサービスは、「在宅サービス」と「施設サービス」の2種類があります。在宅サービスは、自分の家で利用するサービスです。施設サービスは、介護の建物に住んで利用するサービスです。いろいろな介護サービスがあります。どんな介護のサービスを利用するかを専門の人に相談して決めます。